平成２２年（フ）第６１号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津4941番地
債務者　元田　裕子（旧姓田才）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第７１号
鹿児島県出水市昭和町18番38号
債務者　崎口　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
秋田市中通５丁目１番21号　トーカンマンション中通205
債務者　珍田　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６号
茨城県守谷市薬師台４丁目７番地10
債務者　蒲生　冨雄
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
茨城県稲敷郡河内町生板1684番地１
債務者　大野　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
茨城県取手市上萱場214番地、前住所茨城県取手市上萱場2096番地２
債務者　飯泉　孝子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
茨城県取手市白山２丁目２番１―313号
債務者　上村　孝幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
茨城県取手市井野台１丁目22番１号
債務者　増田　信子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
兵庫県尼崎市立花町３丁目23番１―503号
債務者　新村　重秋
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８５号
佐賀県多久市北多久町大字小侍1046番地16
債務者　服部美奈子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
佐賀県神埼市神埼町志波屋822番地３
債務者　宮地喜代美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
佐賀県佐賀市高木瀬団地６番48号
債務者　緒方　清江
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井384―６、住民票上の住所佐賀県佐賀市新郷本町18番30号
債務者　森　　啓介
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
佐賀県鳥栖市蔵上町455番地
債務者　辻　　安一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
長崎県長崎市八つ尾町５番３―101号
債務者　松山　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
大分市三佐５丁目２番７号　ＷＩＮＤＯＭ・ＳＵＧＡ301
債務者　佐藤　裕貴
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７０号
大分市大字馬場432番地の２
債務者　佐藤　陽子（旧姓姫嶋）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係